

# 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯への就学援助制度のお知らせ

島原市教育委員会

島原市では、小・中学校に通うお子様の学用品費や給食費などについて、経済的な理由により、お困りの保護者の方に対し、その一部を援助する制度を設けています。

この度の新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的にお困りの方に対し、通常行っている前々年、又は前年の世帯収入を基準とした審査だけではなく、現在の世帯収入の状況を勘案した審査を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響による国等の公的支援を受けられた方も対象となる場合があります。

援助をご希望の方は、お子様の通学している学校、又は、島原市教育委員会教育総務課（電話：68-5471）へご相談ください。



## 1. 援助を受けられる費用

- (1) 学用品・通学用品費（全学年）
- (2) 社会科見学活動費（参加する場合）
- (3) 校外活動費（参加する場合）
- (4) 修学旅行費（参加する場合）
- (5) 学校給食費（全学年）
- (6) 通学費  
（学校長の許可を受け、公共交通機関を利用する場合（校区外通学を除く。））
- (7) 医療費  
（健康診断・医療相談により指示があった場合のみ）  
学校から治療を指示されて、  
トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、  
膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、  
う歯、寄生虫病の治療をする場合

## 2. 援助を受けられる方

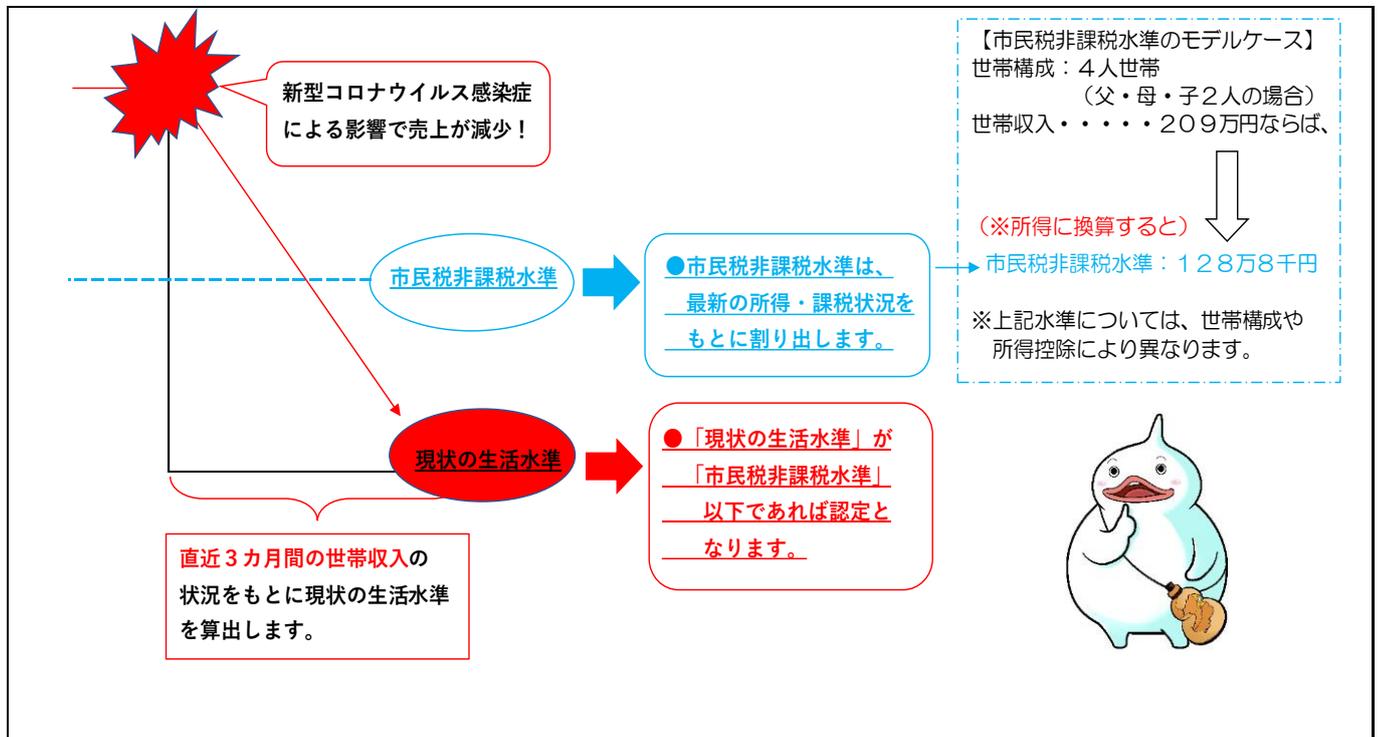
- (1) 生活保護の停止又は廃止になった方
- (2) 市民税の非課税及び減免となった方（※世帯全員が該当する場合に限る。）
- (3) 児童扶養手当を受給している方
- (4) その他経済的に困っている方（※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方）

## 3. 援助申請の手続き

- (1) 援助を希望する方は、学校から「申請書」及び「委任状兼口座振込依頼書」の用紙を受け取り、必要事項を記入の上、学校へ提出してください。
- (2) 「2. 援助を受けられる方」の申請理由によって、提出していただく書類がありますので、ご留意ください。（※裏面に説明があります。）

## 4. 審査の方法

- ① 通常は、前々年、又は前年の世帯の収入状況をもとに審査を行い、認定の可否を判断しています。
- ② しかし、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、現在、経済的にお困りの方については、現在の世帯の収入状況を勘案して審査を行います。  
 なお、現在の世帯の収入状況については、直近3カ月間の世帯の収入状況から算定します。
- ③ ②が、「市民税非課税水準」以下となると判断される場合に、就学援助が認定となります。



## 5. その他、注意していただきたいこと

- (1) 申請書における「申請理由」を記入される際は、新型コロナウイルス感染症による申請であることがわかるように、記入をお願いします。  
 (記入例)「新型コロナウイルス感染症による家計急変のため」
- (2) 審査の状況により、家計の急変を確認する書類として、以下の書類の提出を依頼する場合がございますので、ご承知おきください。

区分	提出依頼書類	期間
給与収入の方(収入減の場合)	給与明細書	直近3カ月分
給与収入の方(離職等の場合)	離職票や退職証明書	令和2年3月以降のもの
自営業の方	売上及び経費等がわかる帳簿	直近3カ月分

- (3) 新型コロナウイルス感染症による国等の公的支援の例として、以下の制度がございます。これらの支援を受けられた方も、認定となる場合がございますので、島原市教委委員会教育総務課までご相談ください。

制度名
生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金)
国民健康保険料等の徴収猶予
国税・地方税の納付猶予

※ 詳しいことは、島原市教育委員会 教育総務課(電話：68-5471)へご相談ください。